**九州地方整備局公示**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成25年４月15日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道３号 | 福岡県北九州市八幡東区西本町３丁目１番１から福岡県北九州市八幡東区大字前田字下犬付1970番10まで |
| 一般国道３号 | 鹿児島県薩摩川内市水引町字草道5892番１から鹿児島県薩摩川内市高江町字田中2463番１まで |
| 一般国道10号 | 宮崎県延岡市北川町長井字本村5410番１から宮崎県延岡市天下町1156番８まで |
| 一般国道10号 | 鹿児島県姶良市加治木町日木山字遊田587番２から鹿児島県姶良市加治木町反土字中川原2195番４まで |
| 一般国道208号 | 福岡県柳川市大和町中島字上ヶ地1952番１から福岡県柳川市大和町豊原字荘家形240番１まで |
| 東九州自動車道 | 大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番１から大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原１番124まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県延岡市須美江町1090番12から宮崎県延岡市北川町長井字上迫5575番１まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番２から宮崎県延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番５まで |

2　指定する期日　平成25年４月15日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

| | |
|---|---|
| ①走行位置の指定 | トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。 |
| ②後方警戒措置 | 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。 |
| ③道路情報の収集 | 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。 |

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成25年４月15日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道３号 | 福岡県北九州市八幡東区西本町３丁目１番１から福岡県北九州市八幡東区大字前田字下犬付1970番10まで |
| 一般国道３号 | 鹿児島県薩摩川内市水引町字草道5892番１から鹿児島県薩摩川内市高江町字田中2463番１まで |
| 一般国道10号 | 宮崎県延岡市北川町長井字本村5410番１から宮崎県延岡市天下町1156番８まで |
| 一般国道10号 | 鹿児島県姶良市加治木町日木山字遊田587番２から鹿児島県姶良市加治木町反土字中川原2195番４まで |
| 一般国道208号 | 福岡県柳川市大和町中島字上ヶ地1952番１から福岡県柳川市大和町豊原字荘家形240番１まで |
| 東九州自動車道 | 大分県佐伯市蒲江大字森崎浦字園地後599番１から大分県佐伯市蒲江大字波当津浦字ヲンジ原１番124まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県延岡市須美江町1090番12から宮崎県延岡市北川町長井字上迫5575番１まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番２から宮崎県延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番５まで |

2　指定する期日　平成25年４月15日

## 国税審議会

**税理士試験公告**

平成25年度（第63回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年４月15日　　国税審議会会長　井堀　利宏

税理士試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

平成25年８月６日（火）

| | |
|---|---|
| 午前９時から同11時まで | 簿記論 |
| 午後０時30分から同２時30分まで | 財務諸表論 |
| 午後３時30分から同５時30分まで | 消費税法又は酒税法 |

平成25年８月７日（水）

| | |
|---|---|
| 午前９時から同11時まで | 法人税法 |
| 正午から午後２時まで | 相続税法 |
| 午後３時から同５時まで | 所得税法 |

平成25年８月８日（木）

| | |
|---|---|
| 午前９時から同11時まで | 固定資産税 |
| 正午から午後２時まで | 国税徴収法 |
| 午後３時から同５時まで | 住民税又は事業税 |

㈱　１　解答に当たり適用すべき法令等は、平成25年４月15日（月）現在施行のものとする。

２　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。

二　受験地

別表の「受験地」欄に掲げる都道府県

三　受験手続

１　受験案内及び申込用紙の交付

⑴　交付期間　平成25年４月25日（木）から同年５月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時まで）

ただし、郵便で申込用紙等を請求する場合は、平成25年５月20日（月）までに、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（Ａ４判大）を同封して、１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号・宛先を明記し、140円分の切手を貼ること。

⑵　交付場所　別表に掲げる各国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）